様式第四（第三十二条関係）（平12総府令94・平19環省令11・令２環省令９・一部改正）

（表）

第　　号

南極地域の環境の保護に関する法律第二十二条第三項の規定による身分証明書

写　　真	官職及び氏名 生　年　月　日 年　月　日発行 使用期限　　年　月　日

環　境　大　臣　　印

（裏）

南極地域の環境の保護に関する法律抜すい

第22条　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第32条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

⑴から⑶　略

⑷　第22条第１項又は第２項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。